

令和6年度新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業費補助金 公募要項

本市の中小企業者が、試作品等の開発や新サービスの創出を行うために、必要な経費の一部について補助金を交付します。

【補助対象者】

次のいずれにもあてはまる事業者が対象です。

- (1) 市内に事業所を有する、中小企業基本法上の中小企業者（個人及び法人）であること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う事業者でないこと。
- (3) 暴力団または暴力団員でないこと。それらと密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業費補助金の交付決定を過去に受けていないこと。
- (5) 市税の滞納がないこと。

【補助対象事業】

試作品を開発又は新サービスを創出する事業

【補助率・補助金額・補助対象経費】

- (1) 補助率 補助対象経費の2分の1以内
- (2) 補助金額 50万円以内
- (3) 補助対象経費
 - ① 原材料費及び副資材費
 - ② 委託費及び外注加工費
 - ③ 技術指導等の講師に係る謝金、交通費及び宿泊費
 - ④ 性能検査費
 - ⑤ 市場調査費
 - ⑥ 知的財産等関連経費※補助対象経費の全てが②、⑤となる事業は対象となりません。

【補助事業実施期間】

交付決定日から令和7年2月末日まで

【申請方法】

市商工観光課企業立地・商工振興室に、以下の書類を添付して申請下さい。

- (1)補助金交付申請書（様式第1号）
- (2)事業計画書（様式第2号）
- (3)事業収支予算書（様式第3号）
- (4)主な事業内容、社歴等の概要を説明する資料
- (5)前年度の決算書の写し
- (6)その他必要書類

※様式等は市公式ウェブサイトに掲載しておりますので、ご活用下さい。

【募集スケジュール】

応募受付	4月22日（月）～6月21日（金）
審査会※1	7月上旬（詳細は申請者に通知します。）
交付決定通知※2	7月中旬（審査会后）
実績報告書提出期限	補助事業完了から30日を経過した日、または令和7年2月末日のいずれか早い日まで
補助金の交付手続	補助事業完了後、申請企業を訪問して受理した実績報告書をもとに実績確認を行い、事業完了と認められた場合に補助金を交付します。

※1 新規性・先進性、実現可能性、投資効果、事業に対する取り組み姿勢等を総合的に判断し、採択決定します。

※2 審査結果（不採択理由等）に関する問い合わせには、お答えいたしかねますのでご了承ください。

申請先・問い合わせ先

新庄市商工観光課 地域産業振興係

電話：29-5847（直通）

E-Mail：syokou@city.shinjo.yamagata.jp